

『大学設置審査評価法令集[2020年10月版]』推薦のことば

○ 全体を通覧しての感想は……87点の書

井原 徹

学校法人白梅学園 理事長

本書を手にして、ズッシリした重さとともに、表紙の4行が眼に飛び込んだ。“大学とは”“設置審査評価”、そして「～ 設置基準／設置審査 — AC／内部質保証 — 認証評価 ～」の3大重要テーマ。現下の“質保証”は2004年以降の自由化シナリオにおける“国の役割”と“大学・大学団体の責務”の再構築の表明と受け止めた。

「はじめに」を読み、末尾の「資料集アーカイブズ “温故知新”」に跳んだ。懐かしい表紙群と2集・5集・8集の「執筆者一覧」に縁ある人たちの名前を追った。

さて、手元にある『大学設置審査要覧』の目次とともにパラパラ比較してみた。トップの「教育基本」に「日本国憲法(抄)」あり。第二編第三章に「大学設置運営質保証関係等」が新規に入っている。第三編 設置者には第三章「国立大学関係等」も。このような追加は、それぞれ実務者にとっても意味あるものである。また、これらは知っておくべき基本であることは言うまでもない。そして、本文が“横書き”となっている法令集は今めかしく新鮮である。

第三部 資料集の「認証評価機関の機関別の各評価基準等」の収録は時機を得たものであり、それぞれを比較対照することも必要であろう。「ガバナンスと質保証の政策フレーム」のポンチ絵集もなかなか便利なメッセージあり、とみた。

そもそも「ユニバーシティ・ガバナンス」とは、私は大学・学校法人における経営(マネジメント)が、大学の社会的責務(USR)を果たし、社会の一員として持続可能な組織として適正な活動を行うよう、組織内の行動・意思決定等の全体機能を適正化させ、又は不適正なものを是正するよう働きかける機能・活動・仕組みととらえている。したがって、個別のシステムの是非にとどまらず、個別システムの集合体としての適正さが問われるのがガバナンスであると考えている。

しかもなお、そこには大学(高等教育)の質を高め、社会に貢献するという大きな目的・目標があるのだから、ガバナンスは「手段」であり、「目的」は教育の質保証・質向上であることを忘れてはならない。ガバナンスという課題においても、第三部のポンチ絵から個別システムの現状と個別システム間の関係性を理解し、全体適合への進捗整備状況を読み取って、将来の課題を推測するのも楽しいことと思う。

新型コロナウイルス禍の世界のアカデミアにおいて、わが国の高等教育政策は何処に向かおうとしているのか。何より、私たち“大学人”の見識と覚悟が鋭く問われている。特に、ここでは、内部監査室及び監事にとっての必携の書として、推奨しておきたい。

そして、このような儲かりそうもない法令集を、苦勞して出版してくれる奇特な地域科学研究会・高等教育情報センターに、私たち“大学人”は心から感謝すべきだと思っている。

(2021.1.12)